

## (第2回通常総会で議決)

### 平成25年度経費（組合費）の賦課及び徴収方法の決定について

平成25年度の全日本自動車部品卸商協同組合（以下「全部協」という。）の事業に充てるため、一組合員に賦課する金額及び徴収方法については、次のとおりとする。

#### 【賦課金及び賦課徴収方法】

- (1) 一般賦課金：一組合員当たり 月額 5,000 円
- (2) 賦課金の徴収方法：年間賦課金の支払いは年1回とし、全部協が請求する支払期限までに指定口座に振り込むことにより徴収する。

ただし、都道府県を地区とする自動車部品商組合が全部協に所属する組合員に係る賦課金を一括して徴収し支払う場合には、本組合の承認を得て当該組合員の年額賦課金を分割納付することができるものとする。